

大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 水道センターにおける固定資産の実地照合は、水道センター所長が行うこととします。
- 2 泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴い、各市町で平成31年4月1日前になされた行為を企業団の規程に基づいてなされた行為とみなすため、経過措置を定めます。
- 3 各市町で定める様式により作成した用紙は、当分の間、企業団の規程で定める様式により作成した用紙として使用することができることとします。
- 4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行による消費税率の引上げ及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行による地方消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行います。
- 5 その他所要の改正を行います。
- 6 この規程は、公布の日及び平成31年10月1日から施行します。